

別表 地域生活支援事業日常生活用具(令和5年4月1日施行分)

本別表において「難病患者」とは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの」及び児童福祉法第4条に規定する「治療方針が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」をいう。

※ 難病患者からの申請・・・「交野市日常生活用具給付事業に関する診断書(難病患者用)」の添付を求める。

	種 目	対 象 者	性 能	給付限度額	耐用年数	
自立生活支援用具	入浴補助用具 (3歳以上)	下肢または体幹機能障がい者(児)若しくは難病患者であって、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者(児)又は介助者が容易に使用できるもの。但し、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。 ※用具にかかる費用のみを対象とし、工事費等は対象外とする。	90,000円	8	
	※基準額までの追加申請・・・同年度内であれば、認める。但し、利用者負担は、その都度徴収する。					
	便 器 (学齢児以上)	下肢または体幹機能2級以上の身体障がい者(児)若しくは難病患者で常時介護を要する者 ※原則としてストマ用装具又は紙おむつ等の給付を受けている者を除く	手すりをつけることができるもの等であって障がい者(児)若しくは難病患者が容易に使用し得るもの。 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器	9,850円 25,000円	8	
	特殊便器 (学齢児以上)	・上肢機能障がい2級以上の身体障がい者(児) ・重度・最重度の知的障がい者(児) ・難病患者で上肢機能に障がいのある者 ※原則としてストマ用装具又は紙おむつ等の給付を受けている者を除く	ボタン操作等にて温水又は温水温風が出るもので、本人・介助者が容易に使用し得るもの(便座、バケツ等からなり、移動可能である便器を含む) (取替えにあたり、住宅改修を伴うものを除く) ※用具にかかる費用のみを対象とし、工事費等は対象外とする。	100,000円	8	
	つ え (T字状・棒状) (学齢児以上)	平衡又は下肢もしくは体幹機能障がいがある身体障がい者(児)	障がい者(児)が容易に使用し得るもの ・本体・・・木材(2,200円) 軽金属(3,000円) ・ラッカー使用(外装に白又は黄色)・・・260円 ・夜光材・・・410円(全面夜光材の場合は1,200円)	最大4,460円	3	
	※基準額4,460円・・・軽金属製の本体に、ラッカーを使用し、更に全面夜光材を使用した場合の最大額。 (補装具の種目「歩行補助つえ」の内、名称「つえ」の項目が、日常生活用具に移行。補装具時代の耐用年数、3年を移行。)					
	頭部保護帽	・平衡又は下肢もしくは体幹機能に障がいがあり、歩行・立位が不安定で頻りに転倒する恐れのある者 ・重度・最重度の知的障がい者(児)もしくは精神障がい者(児)で、てんかん発作等により頻りに転倒する者	頭にかぶるもので、転倒の衝撃から頭部を保護できるもの ア) 主材料が、スポンジ及び革 イ) 主材料が、スポンジ、革及びプラスチック ウ) 知的障がい者(児)・精神障がい者(児) ※ レディメイドの製品は、基準額の80%内の額とする。	ア) 15,200円 イ) 36,750円 ウ) 12,160円	3	
	移動・移乗支援用具 (3歳以上)	・平衡又は下肢もしくは体幹機能に障がいがあり、家庭内の移動において介助を必要とする者 ・難病患者で下肢が不自由な者	概ね次のような機能を有する手すり・スロープ等であって、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く ・障がい者(児)及び難病患者の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの ・転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ※用具にかかる費用のみを対象とし、工事費等は対象外とする。	60,000円	8	
	※基準額までの追加申請・・・同年度内であれば、認める。但し、利用者負担は、その都度徴収する。					
	聴覚障がい者屋内信号装置	聴覚障がい2級以上の身体障がい者(児) (聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯)	音・音声等を視覚・触覚等により知覚できるもの (サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む)	87,400円	10	
※基準額までの追加申請・・・同年度内であれば、認める。但し、利用者負担は、その都度徴収する。 ※音声等による信号を感知し、光や振動に変換して伝達する機能を有する持ち運び可能な器具。						
歩行時間延長信号機用小型送信機 (学齢児以上)	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	電波を利用して信号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青である時間を延長することができるもので、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	7,000円	10		
歩行時間延長信号機・・・平成16年5月現在、大阪府内(大阪市含む)に217ヶ所。各市町村の設置場所は、府警本部規制課へ。						
電磁調理器 (18歳以上)	・視覚障がい2級以上の身体障がい者 ・重度・最重度の知的障がい者 (対象障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障がい者が容易に使用し得るもの	41,000円	6		

	種 目	対 象 者	性 能	給付限度額	耐用年数
自立生活支援用具	火災警報器	・2級以上の身体障がい者(児) ・重度・最重度の知的障がい者(児) (火災発生の感知・避難が著しく困難な対象障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災や煙または熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの (1世帯につき2台を限度とする)	15,500円	8
	自動消火器	・2級以上の身体障がい者(児) ・重度・最重度の知的障がい者(児) ・難病患者 (火災発生の感知・避難が著しく困難な対象障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8
	物品識別装置(タッチ式ボイスレコーダー) (学齢児以上)	・視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	あらかじめ情報を登録したシールを読み取り、対応する録音済みの音声を再生する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	39,900円	6
介護・訓練支援用具	入浴担架 (3歳以上)	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児) (入浴にあたって家族等、他人の介助を要する者)	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5
	特殊尿器 (学齢児以上)	下肢又は体幹機能障がい1級の身体障がい者(児)若しくは難病患者で自力で排尿できない者 (常時介護を要する者) ※原則としてストマ用装具(蓄尿袋)又は紙おむつ等の給付を受けている者を除く	排尿を感知し、尿を自動的に吸入する機能を有するもので、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5
	特殊寝台 (学齢児以上)	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児) 若しくは難病患者で寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有し、次に掲げる条件の全てを満たすもの ア) 本体の側板の外縁と側板外縁との間は100cm以下のもの イ) サイドレールが取り付けられているもの又は取り付け可能なもの ウ) キャスターを装着していないもの	154,000円	8
	特殊マット (3歳以上)	・下肢又は体幹機能2級以上の身体障がい者(児) ・重度・最重度の知的障がい者(児) ・難病患者で寝たきりの状態にある者 (常時介護を要する者)	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5
	体位変換器 (学齢児以上)	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児) 若しくは難病患者で寝たきりの状態の者 (下着交換等にあたって家族等、他人の介助を要する者)	介助者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5
	訓練いす (3歳以上)	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)	原則として附属のテーブルをつける	33,100円	5
	訓練用ベッド (3歳以上)	・下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児) ・難病患者で下肢又は体幹機能に障がいがある者	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8
	移動用リフト (3歳以上)	・下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児) ・難病患者で下肢又は体幹機能に障がいがある者	介護者が障がい者等を移動させるにあたって容易に使用し得るもの。但し、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4
	※ 床走行式、固定式または据置式で、かつ、身体をつり具でつり上げて又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により自力での移動が困難な者の寝台と車いすとの間等の移動を補助する機能を有するもの。				
在宅療養等支援用具	視覚障がい者用体温計(音声式) (学齢児以上)	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児) (視覚障がい者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯。)	障がい者が容易に使用し得るもの	9,000円	5
	視覚障がい者用体重計 (学齢児以上)	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児) (視覚障がい者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯。)	障がい者が容易に使用し得るもの	18,000円	5
	視覚障がい者用血圧計(音声式) (学齢児以上)	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児) (視覚障がい者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯。)	障がい者が容易に使用し得るもの	16,800円	5

	種 目	対 象 者	性 能	給付限度額	耐用年数	
在宅療養等 支援用具	視覚障がい者用湿度温度計(音声式)	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	3,000円	4	
	透析液加温器 (3歳以上)	腎臓機能障がい3級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を41度を上限として加温し、一定の温度に保つ機能を有するものであって、持ち運び可能なもの。	51,500円	5	
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障がい、医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000円	10	
	ネブライザー(吸入器) (学齢児以上)	・呼吸器障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められる者 ・難病患者で呼吸器機能に障がいのある者	障がい者等が容易に使用し得るもの	36,000円	5	
	※ 呼吸器の手帳を所持しない者(難病患者を除く)からの申請・・・「日常生活用具給付意見書」の添付を求める。					
	電気式たん吸引器 (学齢児以上)	・呼吸器障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められる者 ・難病患者で呼吸器機能に障がいのある者	障がい者等が容易に使用し得るもの	56,400円	5	
	※ 呼吸器の手帳を所持しない者(難病患者を除く)からの申請・・・「日常生活用具給付意見書」の添付を求める。					
	吸引・吸入両用器 (学齢児以上)	呼吸器障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)若しくは難病患者で呼吸器機能に障がいのある者であって、必要と認められる者	ネブライザー(吸入器)と電気式たん吸引器の機能を兼ね備えたもので障がい者等が容易に使用し得るもの	92,400円	5	
	※ 呼吸器の手帳を所持しない者(難病患者を除く)からの申請・・・「日常生活用具給付意見書」の添付を求める。					
	動脈血中酸素飽和濃度測定器(パルスオキシメーター) (学齢児以上)	・呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器の装着が必要な者 ・難病患者で人工呼吸器の装着が必要な者	簡易型・・・簡易に動脈の血中酸素飽和濃度を測定し、心肺機能が常時正常であるかどうかを確認する機能を有し、障がい者等が容易に使用し得るもの 高機能型・・・人工呼吸器を常時装着しなければならない難病患者で、簡易型では対応できない特段の理由が認められる場合は、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者が容易に使用し得るもの	(簡易型) 40,000円 (高機能型) 157,500円	5	
※ 難病患者以外からの申請・・・「日常生活用具給付意見書」の添付を求める。						
人工呼吸器用自家発電機	・在宅で人工呼吸器を使用している身体障がい者(児)	在宅で使用する人工呼吸器の継続的な稼働を実現させることができる程度の電力を供給できるもの	100,000円	1回のみ		
人工呼吸器用外部バッテリー	及び難病患者			5		
※ 難病患者以外からの申請・・・「日常生活用具給付意見書」の添付を求める。						
住宅改修費	居宅生活動作補助用具 (学齢児以上)	・下肢・体幹障がい又は乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能がいに限る)を有する者であって、3級以上の者(特殊便器への取替をする場合は、上肢障がい2級以上の者) ・難病患者で下肢又は体幹機能に障がいがある者	障がい者(児)若しくは難病患者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	1回のみ	

	種 目	対 象 者	性 能	給付限度額	耐用年数	
	ストマ用器具	人工肛門造設者	蓄便袋・・・低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、ラテックス製またはプラスチックフィルム製のもの。	(月 額) 8,858円	-	
		人工膀胱造設者	蓄尿袋・・・低刺激性の粘着剤を使用した密閉型の収尿袋で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(尿処理用のキャップ付のもの)。	(月 額) 11,639円	-	
<p>※ 1度の申請で、最大12ヶ月分まで申請可。給付券は、2ヶ月分を1枚として発行する。給付決定後、対象者要件を喪失した場合、所長は喪失した翌月分以降について給付決定を取り消すことができる。</p> <p>※ 原則として紙おむつ等、便器、特殊便器の併給は不可。蓄尿袋については特殊尿器及び収尿器の併給も不可。</p>						
排泄管理支援用具	紙おむつ等 (3歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・高度の排便・排尿機能障がい者 ・脳原性運動機能障がいにより、排泄の意思表示が困難な者 	<p>紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ・脱脂綿等衛生用品</p> <p>※洗腸用具の給付は直腸機能障がい者を有する者でストマ用器具を装着することができないため洗腸排便法を行っている者又は二分脊椎等の先天性疾患に起因する神経障がい洗腸排便法を行っている者に限る。</p> <p>※紙おむつ又は洗腸用具の利用にあたり衛生用品を要する場合、衛生用品は紙おむつ又は洗腸用具と同時に購入の場合に限り、紙おむつ又は洗腸用具の購入額を上回らない範囲でのみ助成する。</p>	(月 額) 12,000円	-	
						<p>※ 初回に「日常生活用具(紙おむつ)給付意見書」の添付を求める。ただし、障がいの程度に変更がみられると判断された場合は再度「日常生活用具(紙おむつ)給付意見書」の添付を求める。</p> <p>1度の申請で、最大12ヶ月分まで申請可。給付券は、2ヶ月分を1枚として発行する。給付決定後、対象者要件を喪失した場合、所長は喪失した翌月分以降について給付決定を取り消すことができる。</p> <p>※ 原則としてストマ用器具、便器、特殊便器、特殊尿器及び収尿器との併給は不可。</p> <p>※ 対象者・・・3歳以上であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア) ①から③のいずれかに該当し、紙おむつ等の用具類を必要とする者。</p> <p>①治療によって軽快の見込のないストマ周辺の著しい皮膚のびらん、ストマの変形のためストマ用器具を装着することができない者 ②先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者 ③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者</p> <p>イ) 概ね3歳未満に発症した脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより、排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者。</p>
	収尿器	<p>排尿障がい(特に失禁のある場合)により、収尿器を必要とする者</p> <p>※原則としてストマ用器具(蓄尿袋)又は紙おむつ等の給付を受けている者を除く</p>	<p>男性用・・・採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。</p> <p>(ラテックス製またはゴム製)</p>	(普通型) 7,700円	1	
			<p>女性用 (普通型)・・・耐久性ゴム製採尿袋を有するもの</p> <p>(簡易型)・・・ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付</p>	(普通型) 8,500円 (簡易型) 5,900円		
<p>※ 「日常生活用具給付意見書」の添付を求める。ただし、改善の見込がない旨の記載がある場合には2回目以降の意見書の添付は不要とする。</p> <p>※ 簡易型は、採尿袋20枚を1組とする。</p>						
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	上肢2級以上又は視覚2級以上の身体障がい者(児)	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト	100,000円	5年	
	携帯用会話補助装置 (学齢児以上)	肢体不自由又は音声機能、若しくは言語機能障がい者であって、発声、発語に著しい障がいをも有する身体障がい者(児)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	98,800円	5	
	<p>※ 発声・発語に著しい障がいをも有する者の意思を音声又は文字に変換して伝達する機能を有するもの</p>					
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー (学齢児以上)	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音ならびに当該方式により記録された図書の再生が可能なるものであって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	85,000円	6	
<p>申請者が、「盲人用テープレコーダー」(23,000円)の給付を希望する場合は、給付して差し支えない。</p> <p>DAISY方式・・・デジタル音声システムによる録音図書。読みたいページを瞬時に開く(開く)ことができる。</p>						
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)(本人が就労もしくは就学しているか、又は就労が見込まれる者)	点字の6点に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有し、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	63,100円	5	

	種 目	対 象 者	性 能	給付限度額	耐用年数	
情報・意思疎通支援用具	点字器 (学齢児以上)	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの (1) 標準型 ア) 両面書真鍮板製 イ) 両面書プラスチック製 (2) 携帯型 ア) 片面書アルミニウム製 イ) 片面書プラスチック製	(1) ア) 10,400円 イ) 6,600円	7	
				(2) ア) 7,200円 イ) 1,650円		
	点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500円	6	
	視覚障がい者用読書器 (学齢児以上)	視覚障がい者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物など)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し音声として読み上げるもの	198,000円	8	
	※ 視力に障がい有する者の読書等を容易にする製品であって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの。					
	点字図書	主に点字により情報を入手している視覚障がい者	点字により作成された図書(利用者負担額は、一般向け図書の価格) (点字毎日以外の週刊や月刊で発行される雑誌等を除く。)	年間6タイトル又は24巻 を限度として認める額		
	※ 利用者負担額、注意要。					
	点字新聞	主に点字により情報を入手している視覚障がい者	点字新聞(利用者負担額は、一部あたり80円)	年間20,000円 (一部あたり 400円)	1	
	※ 利用者負担額、注意要。 ※ 申請は年度ごと。4月から翌年3月までの申請なら、20,000円(一部400円×50部)。うち、利用者負担は、4,000円(80円×50部)。					
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置 (学齢児以上)	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	99,800円	6	
	視覚障がい者用時計 (学齢児以上)	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児) (音声式は、触読式の使用が困難な者を対象とする。)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの (触読式は文字盤に点字等があり、文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するもの。)	(触読式) 10,300円 (音声式) 13,300円	10	
	聴覚障がい者用通信装置(学齢児以上)	聴覚又は発声・発語に著しい障がい有するもので、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者(児)	一般の電話に接続ことができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障がい者が容易に使用し得るもの。	ファックスの場合 25,000円 テレビ電話の場合 71,000円	5	
	聴覚障がい者用情報受信装置	本装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障がい者(児)	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、障がい者が容易に使用し得るもの。	88,900円	6	
	人工喉頭		喉頭摘出者	笛 式・・・呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 (気管カニューレ付とした場合は、3,100円増しとする) 電動式・・・顎下部等に於て電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。(価格は、電池又は充電器を含むものであること)	(笛 式) 5,000円	4
(電動式) 70,100円					5	
福祉電話 (貸与)	難聴者又は外出困難な身体障がい者(2級以上)で、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者 (所得税非課税世帯、かつ障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	障がい者が容易に使用し得るもの (新規設置を対象とし、設置に必要な架設工事費及び電話加入料等を対象とする。)	83,300円			